

## 緑ヶ丘公園エリアにおける情報提供依頼（RFI） 実施要領

### 1 総則

#### （1）目的

北海道帯広市にある令和4年4月に閉庁した帯広少年院の跡地について、今後国において処分方針が検討される予定である。当該土地は帯広市の市街地中心部にある緑ヶ丘公園と隣接しており、広大な面積を有する土地であることから、市としても今後の土地利用の可能性について検討を進めている。

帯広市は、令和6年度に緑ヶ丘公園と少年院跡地（以下、緑ヶ丘公園エリアという。）の魅力向上と土地利用の方向性を示す「緑ヶ丘公園のエリアビジョン」を策定することとしており、選択肢の一つとして、民間事業者による事業展開の可能性について調査を進めている。

緑ヶ丘公園エリアビジョンの策定にあたり、様々な専門知識やノウハウを有する事業者から実用性の高い情報の提供を受けることが有効であると考えられることから、本取り組みに関心のある事業者等から情報や意見等の提供依頼（情報提供依頼（Request for Information）。以下「本RFI」という。）を行うもの。

#### （2）スケジュール

本RFI後、いただいた意見を基に緑ヶ丘公園エリアビジョン策定の参考とする予定である。

なお、少年院跡地は国有地であり、売却・貸付けについては、公用・公共用の利用を優先する考え方を基本としつつ、迅速かつ透明・公平に行うため、財務省において原則となる統一的なルールを定めている。具体的には、各省各庁に対し、国としての利用要望の確認を行い、利用要望のない財産については、留保財産※の選定基準に基づき、留保財産に選定するか判断する。留保財産以外の財産については、地方公共団体等からの取得等要望の受付を行い、受付期間中に取得等要望がない場合には一般競争入札により売却することとしている。

※留保財産とは、地域にとって有用性が高く希少な国有地について、将来世代におけるニーズへの対応のため、国が所有権を留保しつつ、定期借地権による貸付けによって、有効活用・最適利用を図ることとした財産をいう。

### (3) 注意点

- ① 本書内で用いる言語、通貨、計量単位、期間については、それぞれ日本語、日本円、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）で定めるところによるものとする（ただし、別途、特別の記述がある場合を除く。）。
- ② 本書に記載された内容は全て本書発行日現在で帯広市において想定している限りの情報等に基づくものであり、現状等の事実関係について、正確性が保証されていないことに留意すること。
- ③ 本書は、帯広市が当該エリアにおける取り組みの検討を行うにあたっての資料の提供を依頼するものであり、今後のスケジュールを含め、実施そのものについても、保証するものではない。
- ④ 本書は総合評価やプロポーザルの方式による企画提案に該当するものではないため、本依頼に基づく情報・意見等の提供の有無は、今後予定している実施主体の公募において何ら影響するものではない。
- ⑤ 本書に係る情報提供の実施に要する一切の費用は、各情報提供者の負担とする。
- ⑥ 提供された資料の所有権は帯広市に移転するものとし、原則として返却はしない。
- ⑦ 緑ヶ丘公園エリアに係る本RFIの提出情報のうち、緑ヶ丘公園に係る情報については、市において、秘密保持義務を遵守した上で、関係機関等との情報を共有することを予定している。なお、本RFIの情報提供書については、各事業者を確認した上で、その一部又は全部を公開する場合がある。

また、本RFIの提出情報のうち、帯広少年院跡地に係る情報については、市や国の施策との関連性等の検討に必要となるため、秘密保持義務を遵守した上で、国に共有することを予定している。

## 2 取り組みの背景

- (1) 帯広少年院は、昭和40年7月に、当時の帯広刑務所農場に新たな少年院として開庁して以来、約56年間、地域住民等から支援を得ながら、少年の再犯防止、改善更生・社会復帰に取り組んできた。

少年院施設の収容人員が減少し、矯正行政の更なる充実強化を図り、再犯防止施策を推進するためには、収容人員等に見合った適正規模の組織合理化を図る必要があり、施設の老朽化等の理由から令和4年4月をもって廃庁となった。

- (2) 帯広市は、令和6年度に以下の取組を通じて、緑ヶ丘公園エリアビジョンの策定を進めている。

### 6月 アンケートの実施

アンケートを実施し、緑ヶ丘公園エリアの魅力向上に向けた意見等を市内外から広く募集

### 7月～10月 パブリックイベントの実施(2回予定)

緑ヶ丘公園エリアにおける利用ニーズを把握するとともに、エリアの魅力向上に向けて機運を高めるため、市民や事業者が参加するパブリックイベント(セミナー・ディスカッション)を実施

### 9月～12月 緑ヶ丘公園エリアビジョンの検討

アンケートやパブリックイベントにおける意見等を踏まえ、緑ヶ丘公園エリアビジョンを検討

### 1月 緑ヶ丘公園エリアビジョン(原案)

緑ヶ丘公園エリアビジョン(原案)を市議会へ報告予定

### 2月 緑ヶ丘公園エリアビジョン(案)

緑ヶ丘公園エリアビジョン(案)を市議会へ報告予定

市は、令和6年8月に第1回パブリックイベントを開催し、84名の市民等が参加し、活発な意見が交わされた。緑ヶ丘公園エリアに対して様々な活用アイデアが出される一方、アイデアの具現化に向けた条件を整理していくことが求められている。

緑ヶ丘公園エリアの各施設については、多様なノウハウ・手法を持つ民間事業者等により利活用の可能性や市場性の有無など幅広い意見をいただくことで、より効果的な事業検討が行え、エリアの価値を高められるものと考えている。

### 3 活用対象施設

#### (1) 緑ヶ丘公園

面積	<b>【敷地面積（全体）】</b> 約 505,000 m <sup>2</sup> <b>【主な建築物等】</b> ① 百年記念館 4,300 m <sup>2</sup> ② 児童会館 3,700 m <sup>2</sup> ③ グリーンパーク 80,000 m <sup>2</sup> ④ パークゴルフコース 31,000 m <sup>2</sup> ⑤ 野草園 43,530 m <sup>2</sup> ⑥ おびひろ動物園 48,000 m <sup>2</sup> ⑦ みどりと花のセンター 830 m <sup>2</sup>
住所	北海道帯広市字緑ヶ丘 2
アクセス	J R 帯広駅まで直線距離 1.7 km (車で約 10 分又は徒歩約 30 分)
用水・排水	あり
電力	あり
インターネット	提案事業者において確認を要する（整備の可否を含む）。
用途地域	第一種中高層住居専用地域
建蔽率	60%
容積率	200%
絶対高さ制限	なし
都市計画道路	・北東側 明星通 幅員約 20m ・北西側 共栄通 幅員約 20m ・東側 公園東通 幅員約 20m

(外観)

グリーンパーク





(2) 帯広少年院

面積	<p>【敷地面積（全体）】 約 75,000 m<sup>2</sup></p> <p>【主な建築物等】</p> <p>① 庁舎棟 477 m<sup>2</sup>          ② 実習教室棟 522 m<sup>2</sup>          ③ 講堂体育館 539 m<sup>2</sup>          ④ 1・2 寮 250 m<sup>2</sup>（単独寮 30 室）          ⑤ 3・4 寮 289 m<sup>2</sup>（集団寮 14 室）          ⑥ 保護室棟 72 m<sup>2</sup>          ⑦ 変電室及び食堂 109 m<sup>2</sup>          ⑧ 自動車車庫 85 m<sup>2</sup>          ⑨ 畜舎 141 m<sup>2</sup>          ⑩ 農機具棟 102 m<sup>2</sup></p> <p>【宿舎】（取壊し中） 32 室</p> <p>※各面積については、目安としてご覧ください。</p>
住所	北海道帯広市字緑ヶ丘 3-2
アクセス	J R 帯広駅まで直線距離 約 1.7 km （車で約 10 分又は徒歩約 30 分）
用水・排水	あり
電力	あり
インターネット	提案事業者において確認を要する。
用途地域	第二種中高層住居専用地域
建蔽率	60%
容積率	200%
絶対高さ制限	なし
都市計画道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西側 公園東通 幅員約 20m</li> <li>・ 東側 青柳通 幅員約 18m</li> </ul>

【航空写真】



【各所写真】

実習教室（内観）



体育館（外観・内観）



1・2寮（内観）



食堂（内観）



畜舎（外観）



農機具棟



宿舎（外観）



#### 4 前提条件

##### (1) 各種法令等に関する事項

情報提供に当たり、各種法令等の規制及び活用方針に留意すること。

[関連する法令等の例]

- ・ 農地法
- ・ 森林法
- ・ 景観法
- ・ 北海道環境基本条例
- ・ 北海道環境評価条例
- ・ 北海道森林づくり条例
- ・ 北海道水資源の保全に関する条例
- ・ 北海道土地利用基本計画
- ・ 北海道景観計画 等

##### (2) インフラ供給等に関する事項

事業に必要なインフラ供給については、原則として提案事業者の負担により整備することになる。

##### (3) 緑ヶ丘公園の活用に関する事項

ア 緑ヶ丘公園の活用については、提案内容をもとに、緑ヶ丘公園エリアビジョン策定の参考とするとともに、実証事業の検討資料とすることを予定している。

イ その他、緑ヶ丘公園の活用に関し確認したい事項がある場合は、帯広市へ確認すること。

##### (4) 帯広少年院跡地の活用に関する事項

ア (再掲) 少年院跡地は国有地であり、売却・貸付けについては、公用・公共用の利用を優先する考え方を基本としつつ、迅速かつ透明・公平に行うため、財務省において原則となる統一的なルールを定めている。具体的には、各省各庁に対し、国利用要望の確認を行い、利用要望のない財産については、留保財産の選定基準に基づき、留保財産に選定するか判断する。留保財産以外の財産については、地方公共団体等からの取得等要望の受付を行い、受付期間中に取得等要望がない場合には一般競争入札により売却することとしている。

イ 国は、現状のまま(庁舎存置、宿舍解体)処分するため、購入した事業主体により、庁舎等の利活用又は建物等解体を行うこととなる。

ウ その他、帯広少年院跡地の活用に関し確認したい事項がある場合は、帯広市に確認すること。

(5) その他

ア 本RFIについては、緑ヶ丘公園及び帯広少年院跡地を活用し、エリアの一体的利活用や価値向上に資する事業に関する情報について提供を求めるものである。

イ 本取り組みの対象施設としては、①緑ヶ丘公園及び②少年院跡地であるが、本RFIの段階においては、いずれかを対象とした情報提供となっても差し支えない。

ウ エリア価値向上に資する事業については、別添インフォメーションパッケージ（後述）等に掲載されている内容等に基づき、帯広市の特性や課題等を踏まえた情報を提供すること。

5 参考情報の提供

(1) 現地説明会

帯広少年院跡地において、現地説明会を実施することを予定している。参加方法等については、別途下記ウェブサイトにて周知する。

【内容】

- ① 少年院跡地の各施設の見学・施設説明
- ② 緑ヶ丘公園に関する説明
- ③ 質疑応答

(2) 緑ヶ丘公園エリアに関する情報

○ 6(1)に記載の通り、参加申込書及び秘密保持誓約書を期日までに提出した場合、インフォメーションパッケージを示すので、情報提供において参考にされたい。

○ 本実施要領及び別添インフォメーションパッケージ以外の情報については、帯広市ウェブサイト内の以下URLのページにおいて適宜追加する。

《帯広市ウェブサイト内ページ》

<https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/1017443/index.html>

○ その他情報や本実施要項等に関する問い合わせについては、情報提供書の提出期限内において適宜受け付けるものとする（問い合わせ・回答方法等について特段指定しない。）。

(3) RFI実施後、必要に応じていただいた意見をもとに対話を実施する。

## 6 現地説明会及びRFIの参加方法

### (1) 参加申込

参加を希望する場合は、別紙の参加申込書（別紙1）及び秘密保持誓約書（別紙2）に必要事項を記入し、(4)の期日までに(3)提出先へEメールにて提出すること。参加申込書（別紙1）及び秘密保持誓約書（別紙2）の提出にあたっては、また、提出する電子ファイルはPDF形式とし、パスワードを設定し、本件メールとは別のメールで送付すること。

#### <申込受付期間>

令和6年10月2日（水）～10月15日（火）17:00（必着）

### (2) 情報提供書の提出様式・方法

事業テーマ名、事業の内容、活用対象施設、エリア価値向上に資する点、事業の持続可能性、事業展開のための資本等について、情報提供書（フォーマットは別紙1・2受領後に送付）に記載の上、電子データをメールにて送付すること。

### (3) 提出先

帯広市都市環境部都市建築室都市政策課（担当：中島・近藤・川筋）  
メールアドレス：city\_plan@city.obihiro.hokkaido.jp

### (4) スケジュール

① 実施要領の公表	令和6年10月2日（水）
② 参加申込書及び秘密保持誓約書の提出期限	令和6年10月15日（火） 午後5時（必着）
③ 現地説明会	令和6年10月18日（金）13:30～
④ 情報提供書の提出期限	令和6年10月25日（金）17:00（必着）

### (5) 問い合わせ先

帯広市 都市環境部都市建築室都市政策課都市計画係  
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地  
E mail：city\_plan@city.obihiro.hokkaido.jp  
TEL：0155-65-4175  
FAX：0155-23-0159